

# 大阪市立木川南小学校「学校方針」

平成 26 年4月1日策定  
平成 30 年9月3日改定  
令和2年8月 26 日改定  
令和4年5月 16 日改定  
令和6年4月 24 日改定  
令和7年4月3日改定  
令和8年4月30日改定

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法 第2条）

## 2 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、子ども一人一人の人権を尊重し、「心豊かでたくましく、自ら考え行動する子どもを育てる」ために「木川南小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組みを進める。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない学校・学級づくりを行い、未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見、早期対応のために適切な手段を講じ、当該児童の安全を保障し、その尊厳を守ることを最優先する。
- ③ 指導体制を整え早期解決に向けて家庭と連携して取組むと共に、学校内だけでなく地域や関係諸機関、専門家と協力して指導にあたる。
- ④ インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラル等、情報教育について理解を深め、使用上のルールづくりを推進する。

## 3 いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① チャイムが鳴ったら着席する習慣や授業中の正しい姿勢の保持等の学習規律を身に着け、思いや考えを伝え合うことができる子どもを育てる。
- ② 公開授業や校内研修会を通して教職員が互いに学びあい高めあう機会を設け、指導力の向上を図る。
- ③ わかる授業づくりを進め、すべての児童が主体的に参加し、活躍できる授業づくりの工夫を行う。

(2) 自己肯定感を高めるために

- ① 他者の役に立ったり、協力して困難を乗り越えたりすることに喜びを感じる機会を積極的に設ける。
- ② 縦割り班活動など異学年交流を日常的に行い、学校全体として人と人のつながりを大切にする活動を推し進める。
- ③ 全校児童集会や地域防災訓練等、児童が主体的に取り組むことを通して、保護者や地域の方々とのつながりを深く感じることができるようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った「いのちについて考える日」の実践や人権教育や道徳の授業を実施する。
- ② 「いのちの学習」を通して自分たちの成長や周りで支えてくれた人たちの感謝の気持ちと命を育む大切さを学ぶ。

#### 4. いじめの早期発見及び早期対応についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ② 休み時間や昼休み、放課後等常に児童の様子に目を配ることができる教職員の監護体制を心掛けると共に、教職員間の情報交換(スクリーニング会議Ⅰ)を丁寧に行う。
- ③ 担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係、個々の生活背景等の把握に努める。

- ④ 担任は、一人一台端末の活用や日頃の生活のようすを観察することで、児童・保護者の理解に努め、日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ⑤ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ⑥ 日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ⑦ 学期ごとにアンケートを行い、実態調査を行う。
- ⑧ 発見までの計画について5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を簡単に記録し、事実を正確に把握すると共に、今後の対応に活かす。

#### <いじめの解消>

単に謝罪を以て解消とはならない。いじめに係る行為がなくなり、被害児童が心身の苦痛を感じるものがなくなったことが認められなければならない。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織と体制の整備

- ① 法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「木川南小学校いじめ・虐待防止推進委員会(以下「委員会」という)」を設置する。毎月行う児童理解研修会をもとに開催する。また、必要に応じて開催することもある。
- ② 委員会は、委員長を校長とし、教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育担当者、関係学年担任・養護教諭等で構成する。

#### <役割>

- ・学校方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
  - ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ③ 複合的な支援体制を作るため、SC や SSW 等の活用も積極的に図っていく。(スクリーニング会議Ⅱ)
- ### (2) 保護者や地域・関連機関と連携し取組内容の検証
- ① ホームページや学校だよりなどによる家庭・地域への情報発信・啓発を行い、児童の活動の様子をタイムリーに伝える。
  - ② 学校協議会において「運営に関する計画」を総括し課題を明らかにして、解決に向けてPTAや地域、区役所と連携・協働する体制を構築する。
  - ③ PDCAサイクルを各行事や取組で実施し、木川南小チームとしての団結を図り、よりよい学校運営を確立していく。
  - ④ 個人懇談会や家庭訪問等での児童の様子について、教職員全体で情報を共有しておく。

## 7. 重大事案への対処

- ・大阪市方針に基づき対応を行う。

### ※ いじめ発見の際の流れ

